

喬木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
令和5 年度	5,972 人	3,977,978 千円	403,237 千円	788,748 千円	19.8 %	15.6 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

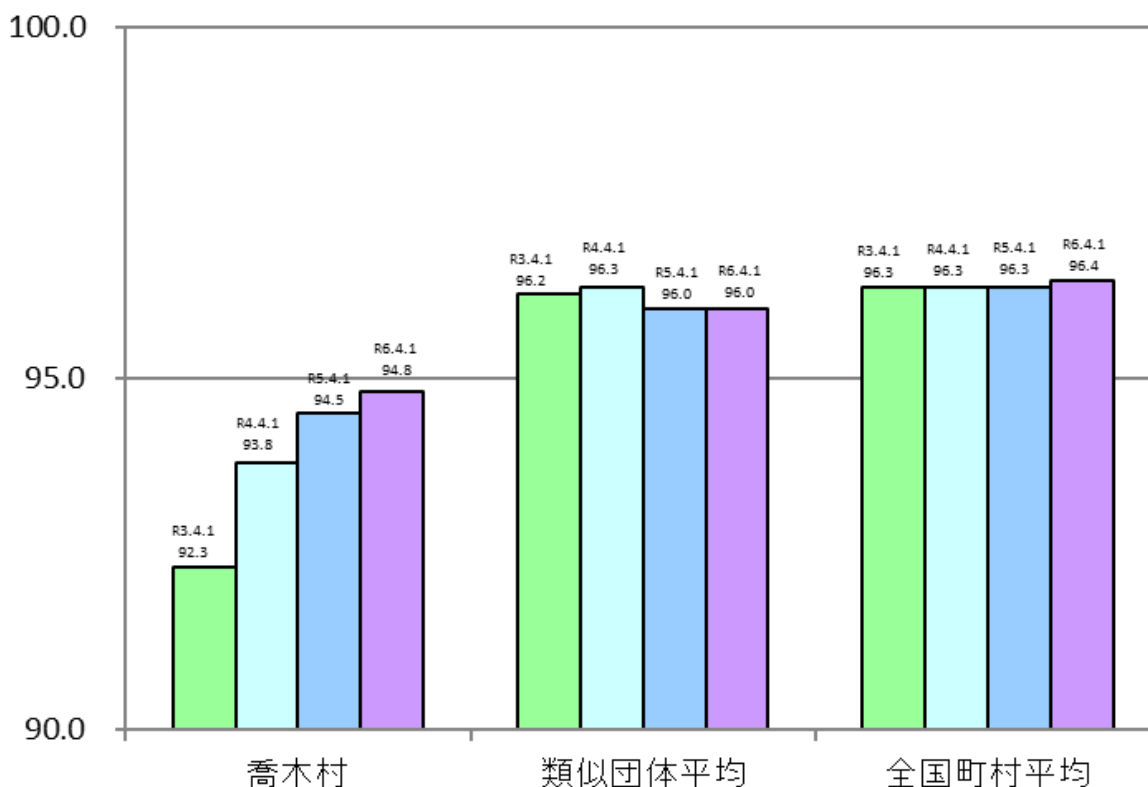
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)Ⅱ-1 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期 末・勤 勉 手 当	計 B		
令和5 年度	65人	223,578 千円	28,672 千円	92,212 千円	344,462 千円	5,141 千円	5,540 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①経験年数15年以上における人員構成に、高い級の職員が加わったことにより、平均給料月額が増加したため。

(4) 給与改定の状況

(人事委員会を設置しない団体のため該当なし)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。3級以上の高位号俸は最大4%引き下げ、5級と6級に号俸を増設。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

(改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
喬木村	41.8歳	310,300円	337,292円	332,639円
長野県	45.0歳	327,900円	395,182円	360,633円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.0歳	303,305円	349,559円	327,177円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		喬木村	長野県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	206,800円	196,200円
	高校卒	166,600円	174,600円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

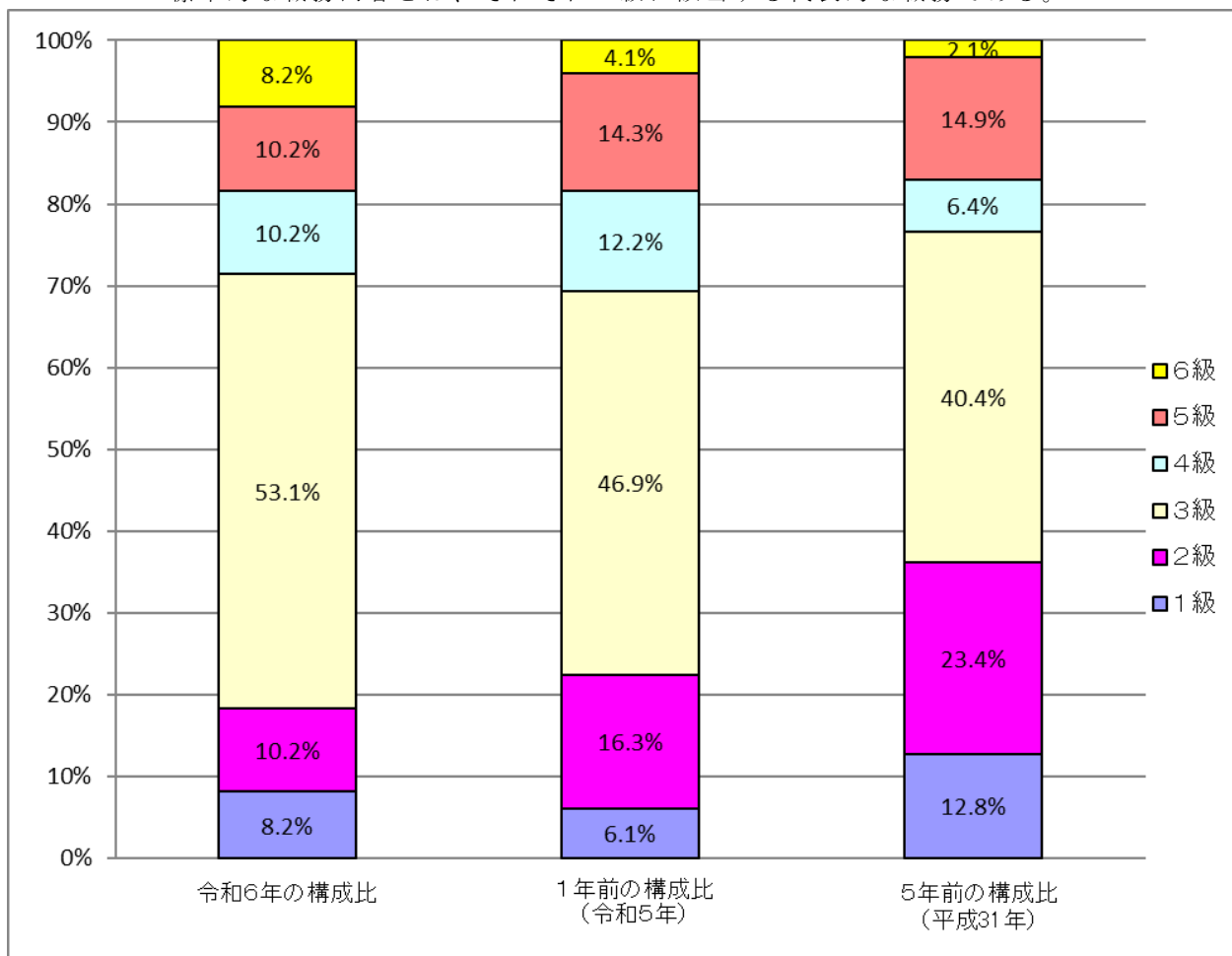
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,200円	348,400円	378,600円	376,900円
	高校卒	232,400円	323,400円	330,600円	368,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

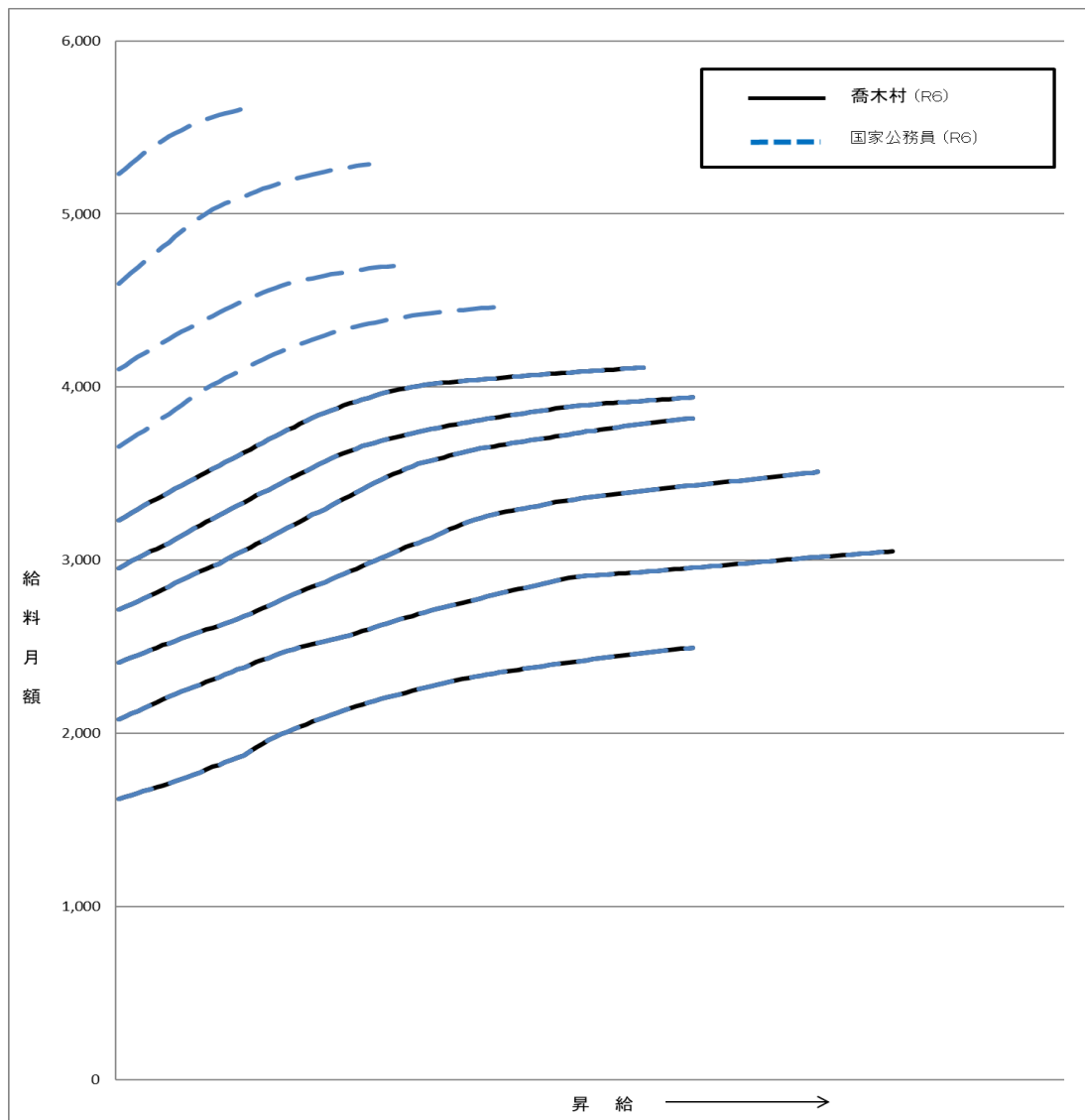
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	5級の職務で、村長が定める重要な業務を所掌する職務	4人	8.2%	323,100円	411,300円
5級	1 村長事務部局の課長の職務 2 会計管理者の職務 3 教育委員会事務局の事務局長の職務 4 村議会事務局の事務局長の職務	5人	10.2%	295,400円	394,000円
4級	1 主幹又は技幹の職務 2 総括係長の職務	5人	10.2%	271,600円	382,000円
3級	1 主査又は技査の職務 2 担当係長の職務	26人	53.1%	240,900円	351,000円
2級	主任又は主任技師の職務	5人	10.2%	208,000円	305,200円
1級	主事又は技師の職務	4人	8.2%	162,100円	249,400円

- (注) 1 喬木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（喬木村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

喬木村	長野県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,364千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,714千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(喬木村)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

喬木村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度	47.7090月分	47.709000月分	最高限度	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 376千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		20千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		4,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		6.8%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病患者の救護、伝染病菌を有する家畜の防疫作業	0千円	日額300円
死獣収集手当	犬、猫、野生鳥獣等の死体の収集又は運搬作業に従事した職員	犬、猫、野生鳥獣等の死体の収集又は運搬作業員	20千円	1件500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	8,426千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	136千円
支給実績（令和4年度決算）	5,626千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	88千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	村の手当内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	・被扶養配偶者 6,500円 ・その他の扶養親族 6,500～10,000円等	同じ	—	7,222千円	246,857円
住居手当	・月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 〔27,000円以下〕 支給額=家賃月額-16,000円 〔27,000円超〕 支給額=11,000円+(家賃月額-27,000円)×1/2	同じ	—	4,786千円	283,000円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関使用者 運賃相当額 55,000円上限 交通用具使用者 2km以上 2,000円～31,600円 	同 じ	—	2,129千円	43,037円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 課長、事務局長等 給料月額に100分の8を乗じて得た額 	異なる	金額及び支給区分が異なる	3,373千円	374,778円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨時緊急の必要があり週休日等に勤務した場合 6,000円 / 1回 災害対応等で週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 3,000円 / 1回 	同 じ	金額及び支給区分が異なる	159千円	19,667円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 祝日等の勤務(原則代休) 時間給の135～160/100 	同 じ	—	時間外勤務手当に含む	時間外勤務手当に含む
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間外又は休日に行った宿日直。 1回につき6,100円 	異なる	金額及び支給区分が異なる	2,946千円	60,122円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	村 長	641,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 町 村 長 (Ⅱ-1 74団体) 最高 870,000円 / 最低 523,000円
	副 市 区 町 村 長	副 村 長	546,000円	副 町 村 長 (Ⅱ-1 72団体) 最高 700,000円 / 最低 360,000円
報 酬	議 長	議 長	255,000円	議 長 (Ⅱ-1 74団体) 最高 928,500円 / 最低 200,000円
	副 議 長	副 議 長	185,000円	副 議 長 (Ⅱ-1 74団体) 最高 316,000円 / 最低 170,000円
	議 員	議 員	150,000円	議 員 (Ⅱ-1 74団体) 最高 301,000円 / 最低 150,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.40月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.30月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	村 長 給料月額×在職月数×0.425	13,076,400円	任期毎
		副 村 長 給料月額×在職月数×0.254	6,656,832円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

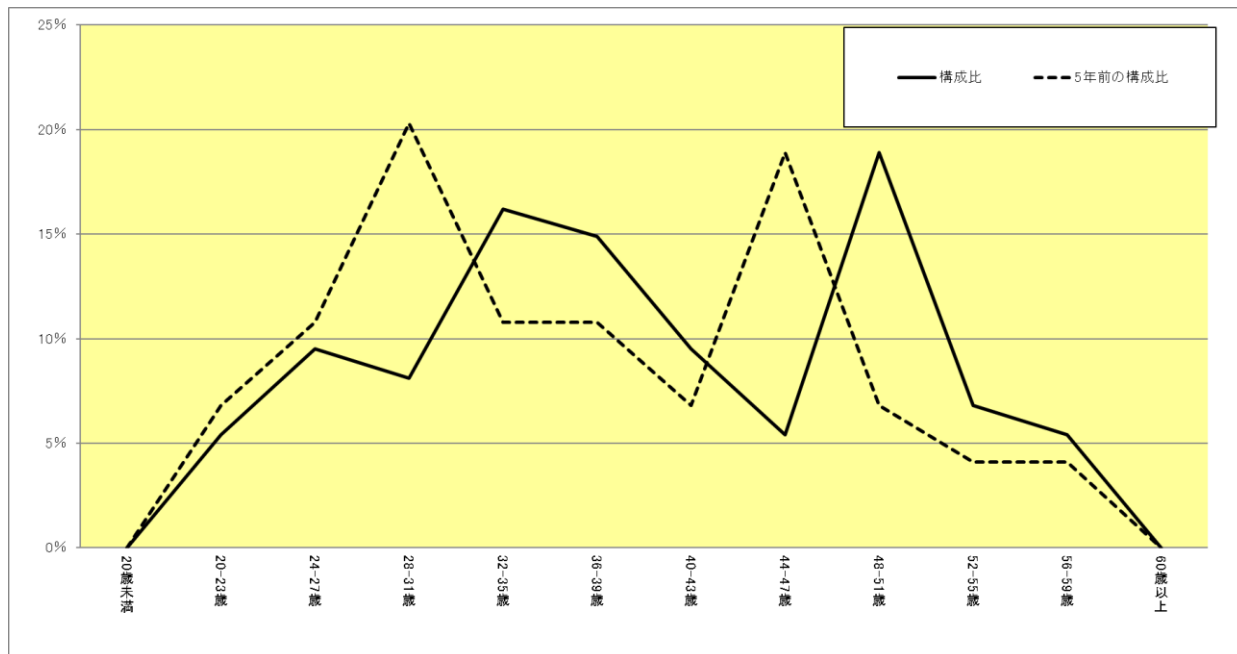
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務企画	18	17	+1	育児休業に伴う欠員の補充
	税務	3	3	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	4	4	0	
	商工	1	1	0	
	土木	4	5	△1	リニア中央新幹線・三遠南信自動車道に関する事務減
	民生	19	21	△2	育児休業に伴う欠員不補充 退職に伴う欠員不補充
	衛生	7	8	△1	退職に伴う欠員不補充
	計	57	60	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.45人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数Ⅱ-1 117.66人)
	教育部門	8	7	+1	育児休業に伴う欠員の補充
	消防部門	0	0	0	
	小 計	65	67	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.84人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数Ⅱ-1 140.80人)
公営企業等会計部門	病院	0	0	0	
	水道	2	1	+1	水道事業の業務増
	下水道	1	1	0	
	交通	0	0	0	
	その他 (介護保険事業)	6	6	0	
	小 計	9	8	+1	
合 計	74 [96]	75 [96]	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 123.91人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	4	7	6	12	11	7	4	14	5	4	0	74

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	57	58	56	55	60	57	0(0%)
教育	8	8	7	9	7	8	0(0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計	65	66	63	64	67	65	0(0%)
公営企業等会計	9	10	11	9	8	9	0(0%)
総合計	74	76	74	73	75	74	0(0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5 年度	178,841 千円	△19,593 千円	7,240 千円	4.0 %	4.0 %

(注) 当事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	1 人	3,285 千円	476 千円	1,325 千円	5,086 千円	5,086 千円	6,118 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
喬木村	28.0歳	257,700円	362,546円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

当事業	一般行政職	水道事業団体平均（全国平均）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,325千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,364千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,506千円
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

当事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度	47.7090月分	47.709000月分	最高限度	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		

(注) 1 水道事業団体全国平均における一人当たり平均支給額は、11,058千円である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

当事業において支給なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病患者の救護、伝染病菌を有する家畜の防疫作業	0千円	日額300円
死獣収集手当	犬、猫、野生鳥獣等の死体の収集又は運搬作業に従事した職員	犬、猫、野生鳥獣等の死体の収集又は運搬作業員	0千円	1件500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	184千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	184千円
支給実績（令和4年度決算）	448千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	224千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養配偶者 6,500円 その他の扶養親族 6,500～10,000円等 	同 じ	—	0千円	0円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 〔27,000円以下〕 支給額=家賃月額-16,000円 〔27,000円超〕 支給額=11,000円+(家賃月額-27,000円)×1/2 	同 じ	—	254千円	254,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関使用者 運賃相当額 55,000円上限 交通用具使用者 2km以上 2,000円～31,600円 	同 じ	—	42千円	42,000円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 課長、事務局長等 給料月額に100分の8を乗じて得た額 	同 じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨時緊急の必要があり週休日等に勤務した場合 6,000円/1回 災害対応等で週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 3,000円/1回 	同 じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 祝日等の勤務（原則代休） 時間給の135～160/100 	同 じ	—	時間外勤務手当に含む	時間外勤務手当に含む

(1) 下水道事業（特定環境保全公共下水道事業）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5 年度	282,991 千円	4,170 千円	7,813 千円	2.8 %	2.9 %

(注) 当事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	下水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	1 人	4,004 千円	456 千円	1,560 千円	6,020 千円	6,020 千円	6,023 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
喬木村	41.0歳	320,200円	472,730円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

当事業	一般行政職	下水道事業団体平均（全国平均）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,560千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,364千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,489千円
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

当事業			一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度	47.7090月分	47.709000月分	最高限度	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		

（注）1 下水道事業団体全国平均における一人当たり平均支給額は、4,406千円である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

当事業において支給なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病患者の救護、伝染病菌を有する家畜の防疫作業	0千円	日額300円
死獣収集手当	犬、猫、野生鳥獣等の死体の収集又は運搬作業に従事した職員	犬、猫、野生鳥獣等の死体の収集又は運搬作業員	0千円	1件500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	141千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	141千円
支給実績（令和4年度決算）	190千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	190千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養配偶者 6,500円 その他の扶養親族 6,500～10,000円等 	同 じ	—	278千円	278,000円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 〔27,000円以下〕 支給額=家賃月額-16,000円 〔27,000円超〕 支給額=11,000円+(家賃月額-27,000円)×1/2 	同 じ	—	314千円	314,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 運賃相当額 55,000円上限 交通用具利用者 2km以上 2,000円～31,600円 	同 じ	—	0千円	0円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 課長、事務局長等 給料月額に100分の8を乗じて得た額 	同 じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨時緊急の必要があり週休日等に勤務した場合 6,000円/1回 災害対応等で週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 3,000円/1回 	同 じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 祝日等の勤務（原則代休） 時間給の135～160/100 	同 じ	—	時間外勤務手当に含む	時間外勤務手当に含む